

農業者年金に加入しませんか！

老後の蓄えに、将来受給する年金を自ら積み立てる農業者年金に加入しませんか。

○原則65歳から終身、受給できます。万が一、80歳前に死亡した場合は、遺族に死亡一時金が支給されます。

○男性で20歳から40年加入した場合、月額保険2万円で計算すると年間約76万円を受給することができます。

○国民年金に加入している65歳未満の方で、年間60日以上農業に従事していれば加入できます。

○保険料は月額2万円（35歳未満の方は月額1万円）から自由に選択することができ、いつでも見直しができます。認定農業者等に対し、条件によって国庫補助制度があります。保険料は全額社会保険料控除の対象となります。



家族経営協定を結んでみませんか！

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、家族一人ひとりの役割や就業条件、就業環境等を家族全員で話し合っ決めて決めるものです。

家族内での役割を分担することにより、やりがいを持って働くことができ、ゆとりある生活を送り、休みがないと言われる農業でも、余暇や地域活動に取り組むことができます。

【 制度上のメリット 】

- ①認定農業者制度 … 各種の政策支援を受ける機会が広がります。
- ②農業者年金 … 保険料に補助があり有利に加入できます。
- ③制度資金 … 自分名義で借入れすることができ、経営がしやすくなります。

全国農業新聞を読みましょう！



全国農業新聞は、農家さんのための週刊農業総合専門紙です。

読みやすく親しみやすく、問題解決につながる事例も掲載され、今の農業情勢がひとめでわかり農家の経営と暮らしに役立つ情報が満載となっています。

○購読料 月額900円（送料、税込み） ○毎週金曜日発行です。

○購読料は、半年ごとの口座振替となります。

お問い合わせ・ご相談は
農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください。